

別表 岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例		省令	独自基準※を規定するもの	
第1章 総則	第1条(趣旨)	第1条		
	第2条(定義)	第2条		
	第3条(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)	第3条		
	第4条(暴力団の排除)	—	○	
	第5条(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)	—		
第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第6条(基本方針)	第3条の2		
	第7条(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	第3条の3		
	第8条(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	第3条の4		
	第9条(管理者)	第3条の5		
	第10条(設備及び備品等)	第3条の6		
	第11条(内容及び手続きの説明及び同意)	第3条の7		
	第12条(提供拒否の禁止)	第3条の8		
	第13条(サービス提供困難時の対応)	第3条の9		
	第14条(受給資格等の確認)	第3条の10		
	第15条(要介護認定の申請に係る援助)	第3条の11		
	第16条(心身の状況等の把握)	第3条の12		
	第17条(居宅介護支援事業者等との連携)	第3条の13		
	第18条(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)	第3条の14		
	第19条(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)	第3条の15		
	第20条(居宅サービス計画等の変更の援助)	第3条の16		
	第21条(身分を証する書類の携行)	第3条の17		
	第22条(サービスの提供の記録)	第3条の18		
	第23条(利用料等の受領)	第3条の19		
	第24条(保険給付請求のための証明書の交付)	第3条の20		
	第25条(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)	第3条の21		
	第26条(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)	第3条の22		
	第27条(主治の医師との関係)	第3条の23		
	第28条(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成)	第3条の24		
	第29条(同居家族に対するサービス提供の禁止)	第3条の25		
	第30条(利用者に関する市町村への通知)	第3条の26		
	第31条(緊急時等の対応)	第3条の27		
	第32条(管理者等の責務)	第3条の28		
	第33条(運営規程)	第3条の29	○(第8号)	
	第34条(勤務体制の確保等)	第3条の30		
	第35条(衛生管理等)	第3条の31		
	第36条(掲示)	第3条の32	○(第2項)	
	第37条(秘密保持等)	第3条の33		
	第38条(広告)	第3条の34		
	第39条(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)	第3条の35		
	第40条(苦情処理)	第3条の36		
	第41条(地域との連携)	第3条の37		
	第42条(事故発生時の対応)	第3条の38		
	第43条(会計の区分)	第3条の39		
	第44条(記録の整備)	第3条の40	○(第2項)	
	第45条(適用除外)	第3条の41		
	第46条(指定訪問看護事業者等との連携)	第3条の42		
	第3章 夜間対応型訪問介護	第47条(基本方針)	第4条	
		第48条(指定夜間対応型訪問介護)	第5条	
		第49条(従業者の員数)	第6条	
		第50条(管理者)	第7条	
第51条(設備及び備品等)		第8条		
第52条(指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針)		第9条		
第53条(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)		第10条		
第54条(夜間対応型訪問介護計画の作成)		第11条		
第55条(緊急時等の対応)		第12条		
第56条(管理者等の責務)		第13条		
第57条(運営規程)		第14条	○(第8号)	
第58条(勤務体制の確保等)		第15条		
第59条(地域との連携等)		第16条		
第60条(記録の整備)		第17条	○(第2項)	
第61条(準用)	第18条			
第4章 認知症対応型通所介護	第62条(基本方針)	第41条		
	第63条(従業者の員数)	第42条		
	第64条(管理者)	第43条		
	第65条(設備及び備品等)	第44条		
	第66条(従業者の員数)	第45条		
	第67条(利用定員等)	第46条		
	第68条(管理者)	第47条		
	第69条(心身の状況等の把握)	第48条		
	第70条(利用料等の受領)	第49条		
	第71条(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)	第50条		
	第72条(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)	第51条		
	第73条(認知症対応型通所介護計画の作成)	第52条		
	第74条(管理者の責務)	第53条		
	第75条(運営規程)	第54条	○(第10項)	
	第76条(勤務体制の確保等)	第55条		
	第77条(定員の遵守)	第56条		
	第78条(非常災害対策)	第57条	○(第2項)	
	第79条(衛生管理等)	第58条		
	第80条(地域の連携等)	第59条		

別表 岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例		省令	独自基準※を規定するもの
	第81条(記録の整備)	第60条	○(第2項)
	第82条(準用)	第61条	
第5章 小規模多機能型居宅介護	第83条(基本方針)	第62条	
	第84条(従業者の員数等)	第63条	
	第85条(管理者)	第64条	
	第86条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)	第65条	
	第87条(登録定員及び利用定員)	第66条	
	第88条(設備及び備品等)	第67条	
	第89条(心身の状況等の把握)	第68条	
	第90条(居宅サービス事業者等との連携)	第69条	
	第91条(身分を証する書類の携行)	第70条	
	第92条(利用料等の受領)	第71条	
	第93条(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)	第72条	
	第94条(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)	第73条	
	第95条(居宅サービス計画の作成)	第74条	
	第96条(法定代理受領サービスに係る報告)	第75条	
	第97条(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)	第76条	
	第98条(小規模多機能型居宅介護計画の作成)	第77条	
	第99条(介護等)	第78条	
	第100条(社会生活上の便宜の提供等)	第79条	
	第101条(緊急時等の対応)	第80条	
	第102条(運営規程)	第81条	○(第10号・第11号)
第103条(定員の遵守)	第82条		
第104条(非常災害対策)	第82条の2	○(第3項)	
第105条(協力医療機関等)	第83条		
第106条(調査への協力等)	第84条		
第107条(地域との連携等)	第85条		
第108条(居住機能を担う併設施設等への入居)	第86条		
第109条(記録の整備)	第87条	○(第2項)	
第110条(準用)	第88条		
第6章 認知症対応型共同生活介護	第111条(基本方針)	第89条	
	第112条(従業者の員数)	第90条	
	第113条(管理者)	第91条	
	第114条(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)	第92条	
	第115条(設備に関する基準)	第93条	
	第116条(入退居)	第94条	
	第117条(サービスの提供の記録)	第95条	
	第118条(利用料等の受領)	第96条	
	第119条(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)	第97条	
	第120条(認知症対応型共同生活介護計画の作成)	第98条	
	第121条(介護等)	第99条	
	第122条(社会生活上の便宜の提供等)	第100条	
	第123条(管理者による管理)	第101条	
	第124条(運営規程)	第102条	○(第7号・第8号)
	第125条(勤務体制の確保等)	第103条	
	第126条(定員の遵守)	第104条	
	第127条(協力医療機関等)	第105条	
	第128条(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)	第106条	
	第129条(記録の整備)	第107条	○(第2項)
	第130条(準用)	第108条	
第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護	第131条(基本方針)	第109条	
	第132条(従業者の員数)	第110条	
	第133条(管理者)	第111条	
	第134条(設備に関する基準)	第112条	
	第135条(内容及び手続の説明及び契約の締結等)	第113条	
	第136条(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)	第114条	
	第137条(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)	第115条	
	第138条(サービス提供の記録)	第116条	
	第139条(利用料等の受領)	第117条	
	第140条(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)	第118条	
	第141条(地域密着型特定施設サービス計画の作成)	第119条	
	第142条(介護)	第120条	
	第143条(機能訓練)	第121条	
	第144条(健康管理)	第122条	
	第145条(相談及び援助)	第123条	
	第146条(利用者の家族との連携等)	第124条	
	第147条(運営規程)	第125条	○(第9号・第10号)
	第148条(勤務体制の確保等)	第126条	
	第149条(協力医療機関等)	第127条	
	第150条(記録の整備)	第128条	○(第2項)
第151条(準用)	第129条		
第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第152条(基本方針)	第130条	
	第153条(従業者の員数)	第131条	
	第154条(設備)	第132条	○(第1項第1号ア)
	第155条(サービス提供困難時の対応)	第133条	
	第156条(入退所)	第134条	
	第157条(サービスの提供の記録)	第135条	
	第158条(利用料等の受領)	第136条	
	第159条(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	第137条	
	第160条(地域密着型施設サービス計画の作成)	第138条	

別表 岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例と省令の対照

条例	省令	独自基準※を規定するもの
第161条(介護)	第139条	
第162条(食事)	第140条	
第163条(相談及び援助)	第141条	
第164条(社会生活上の便宜の提供等)	第142条	
第165条(機能訓練)	第143条	
第166条(健康管理)	第144条	
第167条(入所者の入院期間中の取扱い)	第145条	
第168条(管理者による管理)	第146条	
第169条(計画担当介護支援専門員の責務)	第147条	
第170条(運営規程)	第148条	○(第7号・第8号)
第171条(勤務体制の確保等)	第149条	
第172条(定員の遵守)	第150条	
第173条(衛生管理等)	第151条	
第174条(協力病院等)	第152条	
第175条(秘密保持等)	第153条	
第176条(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)	第154条	
第177条(事故発生の防止及び発生時の対応)	第155条	
第178条(記録の整備)	第156条	○(第2項)
第179条(準用)	第157条	
第180条(この節の趣旨)	第158条	
第181条(基本方針)	第159条	
第182条(設備)	第160条	
第183条(利用料等の受領)	第161条	
第184条(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)	第162条	
第185条(介護)	第163条	
第186条(食事)	第164条	
第187条(社会生活上の便宜の提供等)	第165条	
第188条(運営規程)	第166条	○(第8号・第9号)
第189条(勤務体制の確保等)	第167条	
第190条(定員の遵守)	第168条	
第191条(準用)	第169条	
第9章 複合型サービス	第170条	
第192条(基本方針)	第171条	
第193条(従業者の員数等)	第172条	
第194条(管理者)	第173条	
第195条(指定複合型サービス事業者の代表者)	第174条	
第196条(登録定員及び利用定員)	第175条	
第197条(設備及び備品等)	第176条	
第198条(指定複合型サービスの基本取扱方針)	第177条	
第199条(指定複合型サービスの具体的取扱方針)	第178条	
第200条(主治の医師との関係)	第179条	
第201条(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成)	第180条	
第202条(緊急時等の対応)	第181条	○(第2項)
第203条(記録の整備)	第182条	
第204条(準用)	—	
第10章 雑則	—	
第205条(委任)		